

マイナンバー制度

通知カードが届いていますか

通知カードが届かない人は

マイナンバーをお知らせする通知カードを簡易書留で送付しています。10月5日時点の住民票の住所に世帯主宛てで送付していますが、まだお手元に届いていない人は左記までお問い合わせください。

印旛民課住民記録班（☎内線 234）。

不正な勧誘や

個人情報取得に注意

マイナンバーに便乗した不正な勧誘などが発生しています。

個人番号カードを申請したら

個人番号カードを申請した人には、平成 28 年 1 月から案内（交付通知書）が届きます。案内が届いたら、所定の市の窓口で本人確認の上、個人番号カードを受け取ることができます。

●受取時に持参する物：「通知カード」、運転免許証などの本人確認書類、「交付通知書」、住民基本台帳カード（持っている人のみ）。

※個人番号カード用の暗証番号の入力も必要です。

受取場所は、印西地区の人は市役所市民課、印旛地区の人は印旛支所市民サービス課、本埜地区の人は本埜支所市民サービス課。

印旛民課住民記録班。

ご不明な点はこちらまで

通知カード・個人番号カ

国の機関や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産、年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを求めることはありません。また、ATM の操作をお願いすることはありません。不審な電話やメールはすぐに切る、または無視し、消費者ホットラインや最寄りの警察署、警察の相談専用窓口に連絡してください。

印旛消費生活ホットライン（☎188）印旛警察署（☎0110）、警察の相談窓口（☎9110）。

ド・その他マイナンバー制度に関するお問い合わせを受け付けます。

●マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-9510178）。

※平日・午前 9 時 30 分～午後 10 時。土曜、日曜日、祝日・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分。年末年始を除く。

●英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応フリーダイヤル■通知カード・個人番号カードに関すること（☎0120-0178127）■マイナンバー制度に関すること（☎0120-0178126）。

※英語以外の言語は、平日・午前 9 時 30 分～午後 8 時。

印旛民課住民記録班。行政管理課番号制度準備室（☎内線 492）。

12 月 4 日～ 10 日は人権週間

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

国連は、世界人権宣言採択を記念して採択日の 12 月 10 日を「人権デー」と定め、人権の発展をさらに推進するよう加盟国に呼び掛けています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする 1 週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

本年も 12 月 4 日～ 10 日の 1 週間を「第 67 回人権週間」として、市町村と関係機関の協力により、各種啓発活動を実施します。

人権週間にはその時々的重要な人権問題を強調事項として取り上げ、解決に努めてきました。本年の強調事項は次のとおりです。

- ◆女性の人権を守ろう
- ◆子どもの人権を守ろう
- ◆高齢者を大切にすることを育てよう
- ◆障がいのある人の自立と社会参加を進めよう
- ◆同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ◆アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ◆外国人の人権を尊重しよう
- ◆HIV 感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- ◆刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ◆犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ◆インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ◆北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ◆ホームレスに対する差別や偏見をなくそう
- ◆性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆人身取引をなくそう
- ◆東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

あなたの人権は守られていますか。他人の人権を侵していませんか。この機会に、人権についてもう一度考えてみてください。

みなさんが「これは人権問題ではないか」と感じたり、困りごとや心配ごと、また子どものいじめ問題での悩みごとなどがありましたら、下記窓口にご連絡ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

◎全国共通人権相談ダイヤル（☎0570-003-110）。女性の人権ホットライン（☎0570-070-810）。子どもの人権 110 番（☎0120-007-110）。印旛民課戸籍班（☎内線 232・233）。

特設人権相談所 いじめ、親子・夫婦問題などの相談窓口

千葉地方法務局佐倉支局と佐倉人権擁護委員協議会が、相談所を開設します。

☎ 12 月 4 日（金）～ 10 日（木）（土曜、日曜日を除く）・午前 10 時～午後 4 時。

☎ 千葉地方法務局佐倉支局（佐倉市表町 1-20-11）。

☎ いじめ、親子・夫婦・扶養・相続などの家庭問題、借地・借家・名誉・信用・差別・いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとなど。

◎相談員…人権擁護委員・法務局職員。

☎ 千葉地方法務局佐倉支局（☎043-484-1222）。

みんなで人権を考える集い in さかえ

印旛郡栄町、北総人権啓発活動地域ネットワーク協議会と佐倉人権擁護委員協議会が開催する講演会。入場無料です。

☎ 12 月 5 日（土）・午後 1 時～ 3 時 40 分（開場 0 時 30 分）。

☎ ふれあいプラザさかえ（文化ホール）（栄町安食 938-1）。

定 1086 人（先着順）。

☎ 原田大二郎さんによる講演。

「人生はいつも青春！感動、感謝、“生きる”って素晴らしい！」

☎ 栄町総務課秘書人事班（☎☎1111・内線 334）。

宝くじ助成金で子どもみこし

11 月に行なわれた牧の原駅南地区のお祭りで、子どもみこしが披露されました。このみこしは、同地区自治会連合会が、財自治総合センターの宝くじ助成金で整備したもので、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としているコミュニティ助成事業を活用しました。これにより同地区のコミュニティ活動の活性化、自治意識の向上が期待されます。

印旛市民活動推進課市民活動支援班（☎内線 344）。



立派なみこしに担ぎ手の子どもたちも大よろこび

ご協力ありがとうございました 秋のゴミゼロ運動

10 月 25 日に実施した「秋のゴミゼロ運動」へのご協力、ありがとうございました。

当日は天候に恵まれ、市内全域で 161 団体、約 9,600 人の町内会・自治会、高齢者クラブ、子供会、事業所のみなさんに参加していただき、朝早くから道路脇などに散乱したごみを回収しました。回収したごみの量は約 14 トン、大型ダンブカー 2 台分以上に相当します。

美しいふるさとをいんざいを守るため、ごみはみだりに捨てず一人ひとりが決められたルールを守りましょう。

市では、毎月第 1 月曜日をクリーン印旛推進運動の実施日として、各種団体に協力していただき、散乱ごみの清掃を行っています。今後も環境美化へのご協力をお願いします。

印旛クリーン推進課不法投棄対策班（☎内線 385）。



道路がきれいだと気持ち良いね



たくさんのごみが集まりました